

愛知県地域防災計画(地震・津波災害対策計画)

新旧対照表(案)

地震・津波災害対策計画

頁	現行 (平成 29 年 5 月修正)	修正原案 (平成 30 年 5 月修正予定)	修正理由									
	第 1 編 総則	第 1 編 総則										
	第 3 章 被害想定及び減災効果	第 3 章 被害想定及び減災効果										
	第 2 節 地震・津波被害の予測及び減災効果	第 2 節 地震・津波被害の予測及び減災効果										
7 8	1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果 (1) 被害予測 (イ) 結果 (略) (追加)	1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果 (1) 被害予測 (イ) 結果 (「平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震、南海地震等被害予測調査結果」平成 26 年 5 月 愛知県防災会議地震部会) (略) (ウ) 被害予測結果を踏まえた災害廃棄物発生量の推計 (平成 27 年 7 月 県環境部) 過去地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して災害廃棄物等の発生量を推計した。 <被害量の想定結果> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>廃棄物</td> <td>災害廃棄物 (がれき)</td> <td>約 20,625,000 トン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波堆積物</td> <td>約 6,465,000 トン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>約 27,090,000 トン</td> </tr> </table>	廃棄物	災害廃棄物 (がれき)	約 20,625,000 トン		津波堆積物	約 6,465,000 トン		合 計	約 27,090,000 トン	表記の整理 記載の追加
廃棄物	災害廃棄物 (がれき)	約 20,625,000 トン										
	津波堆積物	約 6,465,000 トン										
	合 計	約 27,090,000 トン										
	第 5 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第 5 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱										
	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱										
21 22	3 指定地方行政機関 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部森林管理局</td> <td>(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。 (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	中部森林管理局	(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。 (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。	3 指定地方行政機関 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部森林管理局</td> <td>(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。 (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	中部森林管理局	(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。 (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。	表記の整理 対策の見直し	
機関名	内容											
中部森林管理局	(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。 (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。											
機関名	内容											
中部森林管理局	(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。 (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。											
25	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(3) 初動対応 ア 情報連絡員 (リエゾン) 等及び緊急災害対策派遣</td> </tr> </tbody> </table>	中部地方整備局	(3) 初動対応 ア 情報連絡員 (リエゾン) 等及び緊急災害対策派遣	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(3) 初動対応 ア 情報連絡員 (リエゾン) 等及び緊急災害対策派遣</td> </tr> </tbody> </table>	中部地方整備局	(3) 初動対応 ア 情報連絡員 (リエゾン) 等及び緊急災害対策派遣	防災基本計画の修正 (H29.4)					
中部地方整備局	(3) 初動対応 ア 情報連絡員 (リエゾン) 等及び緊急災害対策派遣											
中部地方整備局	(3) 初動対応 ア 情報連絡員 (リエゾン) 等及び緊急災害対策派遣											

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）		修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）		修正理由
		隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。		隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。	
27	5 指定公共機関		5 指定公共機関		表記の整理
28	機関名	内容	機関名	内容	
	中日本高速道路株式会社	(2) 高速自動車国道、 <u>伊勢湾岸自動車道（一般有料道路区間）</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	中日本高速道路株式会社	(2) 高速自動車国道、 <u>一般有料道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	
30	ソフトバンク株式会社	(略)	ソフトバンク株式会社	(略)	
	(追加)	(追加)	一般社団法人日本建設業連合会	<u>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u>	
	(追加)	(追加)	株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホー	<u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。</u>	指定公共機関の追加（H29.7）

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																														
30 31	<p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人愛知県LPガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)	(追加)	(追加)	<p>ルディングス</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人愛知県LPガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会</td> <td>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)	一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。	指定地方公共機関の追加 (H30.3)																		
機関名	内容																																
一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)																																
(追加)	(追加)																																
機関名	内容																																
一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)																																
一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。																																
第2編 災害予防		第2編 災害予防																															
第1章 防災協働社会の形成推進		第1章 防災協働社会の形成推進																															
33	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	県、市町村	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 (追加)		(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	県、市町村	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保		(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																															
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	県、市町村	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 (追加)																															
	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	県、市町村	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保																															
	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
	(略)	(略)																															
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携		第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携																															
34	<p>1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置</p> <p>(1) 自主防災組織の推進</p> <p>イ 自主防災組織等との連携体制の推進</p> <p><u>いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、県及び市町村は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時</u></p>	<p>1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置</p> <p>(1) 自主防災組織の推進</p> <p>イ 自主防災組織等の環境整備</p> <p><u>県及び市町村は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育</u></p>	対策の追加																														

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由								
35	<p><u>には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援</p> <p>イ 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）を推進するものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p><u>成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</u></p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援</p> <p>イ 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p>(3) 連携体制の確保</p> <p><u>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市町村は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画との整合</p> <p>表記の整理</p>								
35	<p>2 県（防災局、関係部局）における措置</p> <p>(2) 県は、市町村等が実施する自主防災組織、消防団、婦人消防クラブ、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取り組みに対し、必要な支援を行うものとする。</p>	<p>2 県（防災局、関係部局）における措置</p> <p>(2) 県は、市町村等が実施する自主防災組織、<u>防災に関するNPO</u>、消防団、<u>婦人（女性）消防（防災）クラブ、企業、学校、防災ボランティア</u>団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取り組みに対し、必要な支援を行うものとする。</p>	<p>表記の整理</p>								
35	<p>3 市町村における措置</p> <p>市町村は、自主防災組織が消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p>	<p>3 市町村における措置</p> <p>市町村は、自主防災組織が<u>防災に関するNPO</u>、消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p>									
第2章 建築物等の安全化		第2章 建築物等の安全化									
第2節 交通関係施設等の整備		第2節 交通関係施設等の整備									
42	<p>2 道路施設</p> <p>(2) 緊急輸送道路の指定</p>	<p>2 道路施設</p> <p>(2) 緊急輸送道路の指定</p>									
43	<table border="1" data-bbox="235 1353 1090 1430"> <tr> <td data-bbox="235 1353 497 1394">(略)</td> <td data-bbox="497 1353 1090 1394">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1394 497 1430">第2次緊急輸送道路</td> <td data-bbox="497 1394 1090 1430">第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な</td> </tr> </table>	(略)	(略)	第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な	<table border="1" data-bbox="1122 1353 1980 1430"> <tr> <td data-bbox="1122 1353 1384 1394">(略)</td> <td data-bbox="1384 1353 1980 1394">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1394 1384 1430">第2次緊急輸送道路</td> <td data-bbox="1384 1394 1980 1430">第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な</td> </tr> </table>	(略)	(略)	第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な	<p>対策の見直し</p>
(略)	(略)										
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な										
(略)	(略)										
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な										

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
	<p>防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	
	<p>◆ 附属資料第 6「緊急輸送道路網図」</p> <p>◆ 附属資料第 6「愛知県緊急輸送道路（供用道路分）」</p> <p>◆ 附属資料第 6「くしの齒ルート《愛知県》」</p>	<p>◆ 附属資料第 6「緊急輸送道路網図」</p> <p>◆ 附属資料第 6「くしの齒ルート《愛知県》」</p>	表記の整理
	<p>第 3 節 ライフライン関係施設等の整備</p>	<p>第 3 節 ライフライン関係施設等の整備</p>	
53	<p>8 農地及び農業用施設</p> <p>(2) ため池等の整備</p> <p>既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。</p> <p>ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池・海岸堤防の耐震補強整備を行う。</p> <p>また、決壊した場合、<u>人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池（防災重点ため池）</u>について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p>	<p>8 農地及び農業用施設</p> <p>(2) ため池等の整備</p> <p>既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。</p> <p>ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池・海岸堤防の耐震補強整備を行う。</p> <p>また、<u>下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのあるため池（防災重点ため池）</u>について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p>	表記の整理
	<p>第 5 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p>	<p>第 5 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p>	
55	<p>1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置</p> <p>県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、県及び市町村等は、これらの計画に基づき、警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。</p> <p>また、県は、地震防災対策を推進するため、<u>市町村に対して補助事業等</u>を実施する。</p>	<p>1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置</p> <p>県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、県及び市町村等は、これらの計画に基づき、警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。</p> <p>また、<u>県及び市町村は、地震防災対策を推進するため、単独事業等</u>を実施する。</p>	表記の整理
56	<p>4 補助事業</p>	<p>4 単独事業等</p>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																		
	<p>(追加)</p> <p>県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市町村に対して県費補助金を交付し、市町村は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。</p>	<p>(1) 防災対策事業 <u>県及び市町村は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。</u></p> <p>(2) 補助事業 県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市町村に対して県費補助金を交付し、市町村は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。</p>	<p>表記の整理</p>																		
第 5 章 液状化対策・土砂災害等の予防		第 5 章 液状化対策・土砂災害等の予防																			
62	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 4 節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害の防止</td> <td>市町村</td> <td>2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 4 節	(略)	(略)	土砂災害の防止	市町村	2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知 (追加)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 4 節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害の防止</td> <td>市町村</td> <td>2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知 <u>2(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 4 節	(略)	(略)	土砂災害の防止	市町村	2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知 <u>2(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</u>	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																			
第 4 節	(略)	(略)																			
土砂災害の防止	市町村	2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知 (追加)																			
区分	機関名	主な措置																			
第 4 節	(略)	(略)																			
土砂災害の防止	市町村	2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知 <u>2(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</u>																			
第 4 節 土砂災害の防止		第 4 節 土砂災害の防止																			
64	<p>1 県（建設部、農林水産部）における措置</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>県は、土砂災害危険箇所のうち、緊急性の高い箇所から順次、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</p> <p>ア <u>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>① 開発行為の制限</p>	<p>1 県（建設部、農林水産部）における措置</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>県は、土砂災害危険箇所等について順次、<u>土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。</u></p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</p> <p>ア 土砂災害特別警戒区域</p> <p>① <u>特定の</u>開発行為の制限</p>	<p>表記の整理</p>																		
65	<p>2 市町村における措置</p>	<p>2 市町村における措置</p>	<p>表記の整理</p>																		

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																								
	<p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>イ 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、<u>避難体制</u>の充実・強化を図る。</p> <p>④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>(2) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>イ 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、<u>警戒避難体制</u>の充実・強化を図る。</p> <p>④ 警戒区域内に、<u>要配慮者利用施設</u>（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該<u>要配慮者利用施設</u>を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの<u>当該要配慮者利用施設</u>の名称及び所在地</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</u></p> <p><u>要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>土砂災害防止法の改正（H29.6）</p>																								
	<p>第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>	<p>第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>																									
67	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 1045 1093 1359"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略) 2(4) <u>ホットライン</u>等の有効活用</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(略)	(略)	県	(略) 2(4) <u>ホットライン</u> 等の有効活用	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1124 1045 1982 1359"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略) 2(4) <u>防災行政無線</u>等の有効活用</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(略)	(略)	県	(略) 2(4) <u>防災行政無線</u> 等の有効活用	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																									
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(略)	(略)																									
	県	(略) 2(4) <u>ホットライン</u> 等の有効活用																									
	(略)	(略)																									
	(略)	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(略)	(略)																									
	県	(略) 2(4) <u>防災行政無線</u> 等の有効活用																									
	(略)	(略)																									
	(略)	(略)																									
69	<p>2 県（防災局）における措置</p> <p>(4) <u>ホットライン</u>等の有効活用</p>	<p>2 県（防災局）における措置</p> <p>(4) <u>防災行政無線</u>等の有効活用</p>	<p>表記の整理</p>																								

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由												
70	<p>5 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 通信施設・設備等</p> <p>ア 通信施設の防災構造化等</p> <p><u>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落・市町村・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努める。また、予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</u></p> <p>イ～ウ（略）</p>	<p>5 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>ア 通信施設の防災構造化等</p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</u></p> <p>イ～ウ（略）</p>	<p>防災基本計画との整合</p>												
71	<p>エ <u>防災情報システムの整備</u></p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</u></p> <p><u>また、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p>	<p>エ <u>ヘリコプターテレビ電送システムの整備</u></p> <p><u>被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。</u></p>	<p>対策の追加</p>												
第7章 避難行動の促進対策		第7章 避難行動の促進対策													
75	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難指示等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備	(略)	(略)	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難指示（緊急）等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備	(略)	(略)	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置													
第1節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備	(略)	(略)													
区分	機関名	主な措置													
第1節 津波警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備	(略)	(略)													

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）		修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）		修正理由		
	第 3 節 避難勧告等の 判断・伝達マ ニュアル	市町村	(略) 1(2) 判断基準の設定に係る 助言 (略)	第 3 節 避難勧告等の 判断・伝達マ ニュアル	市町村	(略) 1(2) 判断基準の設定等に係 る助言 (略)	
		県、名古屋地方気象 台、中部地方整備局	2 判断基準の設定に係る助 言		県、名古屋地方気象 台、中部地方整備局	2 判断基準の設定等に係る 助言	
	第 1 節 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備		第 1 節 津波警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備				
75	1 県（防災局）における措置 県は、市町村に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、 <u>全国瞬時警報システム（Jアラート）</u> 等を適切に維持管理する。		1 県（防災局）における措置 県は、市町村に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。		表記の整理		
	第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成		第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成				
77	1 市町村における措置 (1) マニュアルの作成 市町村は、 <u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u> について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 ウ 「 <u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u> 」（内閣府）を参考にすること エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること オ <u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</u> カ <u>避難勧告等の発令基準については、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）等を発令することを基本とした具体的なものとする</u> (追加)		1 市町村における措置 (1) マニュアルの作成 市町村は、 <u>避難指示（緊急）等</u> について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 ウ 「 <u>避難勧告等に関するガイドライン</u> 」（内閣府）を参考にすること エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、 <u>いざというときに市町村長自らが躊躇なく避難指示（緊急）を発令できるよう、具体的な区域を設定すること</u> オ <u>津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること</u> カ <u>避難勧告等の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令すること</u> キ <u>我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合</u>		表記の整理 名称の変更 表記の整理 ガイドラインの改正 ガイドラインの改正 ガイドラインの改正		

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
77	<p>(2) 判断基準の設定に係る助言 判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めるとする。</p> <p>(3) 事前準備 市町村は、避難勧告等の解除を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村が、避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</p>	<p><u>があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討すること</u></p> <p>(2) 判断基準の設定等に係る助言 判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めるとする。</p> <p>(3) 事前準備 市町村は、避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村が、避難勧告等の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	
78	<p>市町村及び県（防災局、関係部局）における措置</p>	<p>市町村及び県（防災局、関係部局）における措置</p>	
79	<p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>イ 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ <u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</u> <p>(3) その他</p> <p>イ 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災</p>	<p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>イ 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ <u>津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること</u> <p>(3) その他</p> <p>イ 市町村は、<u>指定避難所及び指定緊急避難場所</u>を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使</p>	<p>ガイドラインの改正</p> <p>愛知県避難誘導標識等設置指針指針の改定</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
	害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。	用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。 <u>また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u>	
	第 8 章 避難所、要配慮者支援・帰宅困難者対策	8 章 避難所、要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第 1 節 避難所の指定・整備	第 1 節 避難所の指定・整備	
80 81	市町村における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等	市町村における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、 <u>ホワイトボード等</u>	厚生労働省「避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について」に基づき修正
	第 2 節 要配慮者支援対策	第 2 節 要配慮者支援対策	
82	県（健康福祉部、振興部、県民生活部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 ア 市町村は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防	県（健康福祉部、振興部、県民文化部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 ア 市町村は、 <u>要配慮者のうち</u> 、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防	名称の変更 表記の整理 防災基本計画の修正（H29.4）

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
	<p>災組織その他、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求め等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。</p> <p>また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p>	<p>災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求め等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。<u>なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p>	
	第 10 章 津波等予防対策	第 10 章 津波等予防対策	
	第 4 節 津波等防災事業の推進	第 4 節 津波等防災事業の推進	
92	<p>3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置</p> <p>(1) 方針・計画の策定</p> <p>イ 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。</p> <p>なお、伊勢湾、名古屋港、衣浦港、三河港については、港湾の業務継続計画が策定されている。</p>	<p>3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置</p> <p>(1) 方針・計画の策定</p> <p>イ 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。</p> <p>なお、伊勢湾、名古屋港、衣浦港、三河港については、港湾の業務継続計画が策定されている。</p>	表記の整理
	第 11 章 広域応援体制の整備	第 11 章 広域応援体制の整備	
	第 3 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	第 3 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	
98	<p>2 県警察における措置</p> <p>(3) 県警察は、<u>救助用資機材</u>の整備を推進するものとする。</p>	<p>2 県警察における措置</p> <p>(3) 県警察は、<u>救出救助用資機材</u>の整備を推進するものとする。</p>	表記の整理

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																																														
98	3 中部地方整備局における措置 中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。	3 中部地方整備局における措置 中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、 <u>研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。</u>	防災基本計画の修正（H29.4）																																														
第 1 2 章 防災訓練及び防災意識の向上		第 1 2 章 防災訓練及び防災意識の向上																																															
第 2 節 防災のための意識啓発・広報		第 2 節 防災のための意識啓発・広報																																															
102 103	県（防災局、関係部局）、市町村及び県警察における措置 (5) 地震保険の加入促進 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、市町村等は、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、その制度の普及及び県民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。	県（防災局、関係部局）、市町村及び県警察における措置 (5) 地震保険の加入促進 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、市町村等は、被災した場合でも、一定の <u>補償</u> が得られるよう、その制度の普及及び県民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。	表記の整理																																														
第 3 編 災害応急対策		第 3 編 災害応急対策																																															
第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）		第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）																																															
第 3 節 災害救助法の適用		第 3 節 災害救助法の適用																																															
113 114	1 県（防災局、県民生活部、健康福祉部、建設部、教育委員会）における措置 (3) 市町村への委任 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設部）		食品の給与	市町村（県が委任）		飲料水の給与	市町村（県が委任）		被服、寝具の給与	市町村（県が委任）		医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部	1 県（防災局、県民文化部、健康福祉部、建設部、教育委員会）における措置 (3) 市町村への委任 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設部）		食品の給与	市町村（県が委任）		飲料水の給与	市町村（県が委任）		被服、寝具の給与	市町村（県が委任）		医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部	名称の変更 名称の変更
救助の種類	実施者																																																
	局地災害の場合	広域災害の場合																																															
避難所の設置	市町村（県が委任）																																																
応急仮設住宅の設置	県（建設部）																																																
食品の給与	市町村（県が委任）																																																
飲料水の給与	市町村（県が委任）																																																
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）																																																
医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部																																															
救助の種類	実施者																																																
	局地災害の場合	広域災害の場合																																															
避難所の設置	市町村（県が委任）																																																
応急仮設住宅の設置	県（建設部）																																																
食品の給与	市町村（県が委任）																																																
飲料水の給与	市町村（県が委任）																																																
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）																																																
医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部																																															

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																																																
	<table border="1"> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">県（県民生活部、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>死体の搜索及び処理</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> </table>	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）	学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）		埋葬	市町村（県が委任）		死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）		<table border="1"> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">県（県民文化部、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>死体の搜索及び処理</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> </table>	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）	学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化部、教育委員会）		埋葬	市町村（県が委任）		死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）		
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																		
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）																																																	
学用品の給与																																																			
市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）																																																		
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）																																																		
埋葬	市町村（県が委任）																																																		
死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）																																																		
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）																																																		
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																		
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）																																																	
学用品の給与																																																			
市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）																																																		
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化部、教育委員会）																																																		
埋葬	市町村（県が委任）																																																		
死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）																																																		
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）																																																		
	第 2 章 避難行動	第 2 章 避難行動																																																	
	第 1 節 津波警報等の伝達	第 1 節 津波警報等の伝達																																																	
116 117	3 市町村における措置 (3) 市町村は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、市町村防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。	3 市町村における措置 (3) 市町村は、受信した緊急地震速報を市町村防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。	表記の整理																																																
	第 2 節 避難の指示	第 2 節 避難の指示																																																	
119	1 市町村における措置 (1) 避難の指示等 ア 津波災害 津波警報等を覚知した場合、市町村長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示（緊急）等を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）等の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。	1 市町村における措置 (1) 避難の指示等 ア 津波災害 津波警報等を覚知した場合、市町村長は直ちに <u>避難指示（緊急）</u> を行うなど、速やかに的確な避難指示（緊急）等を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）等の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。	表記の整理																																																

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
121	<p>避難指示（緊急）の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。</p> <p>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。</p> <p>8 避難の措置と周知</p> <p>避難の勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、<u>オフトーク通信</u>、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。</p> <p>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</p>	<p>避難指示（緊急）の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。</p> <p>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。</p> <p>8 避難の措置と周知</p> <p>避難の勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、<u>コミュニティFM</u>、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。</p> <p>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</p>	サービスの終了
第3章 災害情報の収集・伝達・広報		第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
第1節 被害状況等の収集・伝達		第1節 被害状況等の収集・伝達	
125	<p>2 県（防災局、関係部局）の措置</p> <p>(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整</p> <p>県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について一元的な集約・調整を行う。その際県は、市町村、警察、自衛隊、<u>第四管区海上保安部</u>を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。</p> <p>また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p>	<p>2 県（防災局、関係部局）の措置</p> <p>(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整</p> <p>県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について一元的な集約・調整を行う。その際県は、市町村、警察、自衛隊、<u>第四管区海上保安本部</u>を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。</p> <p>また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p>	表記の整理
第2節 通信手段の確保		第2節 通信手段の確保	
129	<p>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(3) 衛星通信施設の使用</p>	<p>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(3) 衛星通信施設の使用</p>	表記の整理

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																
131	<p>県、市町村及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、<u>地域衛星通信ネットワークの一環である衛星通信施設を活用し、映像を含む情報の受伝達に努める。</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>◆ 附属資料第 12 「無線電話番号（高度情報通信ネットワーク）」</p>	<p>県、市町村及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、<u>地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>◆ 附属資料第 12 「無線電話番号（<u>愛知県</u>高度情報通信ネットワーク）」</p>	表記の整理																
第 4 章 応援協力・派遣要請		第 4 章 応援協力・派遣要請																	
134	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 4 節 ボランティア の受入</td> <td>県</td> <td>1 広域ボランティア支援本部の設置</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2 災害ボランティアセンターの設置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 4 節 ボランティア の受入	県	1 広域ボランティア支援本部の設置	市町村	2 災害ボランティアセンターの設置	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 4 節 ボランティア の受入</td> <td>県</td> <td>1 広域ボランティア支援本部の設置 4 ボランティア団体との連携</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2 災害ボランティアセンターの設置 4 ボランティア団体との連携</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 4 節 ボランティア の受入	県	1 広域ボランティア支援本部の設置 4 ボランティア団体との連携	市町村	2 災害ボランティアセンターの設置 4 ボランティア団体との連携	表記の整理
区分	機関名	主な措置																	
第 4 節 ボランティア の受入	県	1 広域ボランティア支援本部の設置																	
	市町村	2 災害ボランティアセンターの設置																	
区分	機関名	主な措置																	
第 4 節 ボランティア の受入	県	1 広域ボランティア支援本部の設置 4 ボランティア団体との連携																	
	市町村	2 災害ボランティアセンターの設置 4 ボランティア団体との連携																	
第 1 節 応援協力		第 1 節 応援協力																	
136	<p>2 市町村における措置 (略) (追加)</p>	<p>2 市町村における措置 (略)</p> <p>(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援 <u>市町村長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。</u></p>	表記の整理																
第 4 節 ボランティアの受入		第 4 節 ボランティアの受入																	
141	<p>3 コーディネーターの役割 (略) (追加)</p>	<p>3 コーディネーターの役割 (略)</p> <p>4 ボランティア団体等との連携 <u>県及び市町村は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしている NPO 等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</u></p>	対策の追加																

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
142	<p>4 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、<u>日本ボーイスカウト愛知連盟</u>、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時：<u>震災から学ぶボランティアネットの会</u>)、公益財団法人名古屋YMCA、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、<u>トヨタグループ災害Vネット</u>、特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</p>	<p>5 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、<u>一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟</u>、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YMCA、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、<u>トヨタボランティアセンター</u>、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</p>	表記の整理
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策	
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動	
148	<p>5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援</p> <p>国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のために助言等を行うものとする。</p>	<p>5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援</p> <p>国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。</p>	防災基本計画の修正（H29.4）
	第6章 消防活動・危険性物質対策	第6章 消防活動・危険性物質対策	
	第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	
156	<p>1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置</p> <p>(4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止</p> <p>震度5弱以上の地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。</p>	<p>1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置</p> <p>(4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止</p> <p><u>大規模な地震</u>が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。</p>	表記の整理
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	

地震・津波災害対策計画

頁	現行 (平成 29 年 5 月修正)	修正原案 (平成 30 年 5 月修正予定)	修正理由																																																										
	第 1 節 医療救護	第 1 節 医療救護																																																											
159	1 県 (健康福祉部) における措置	1 県 (健康福祉部) における措置																																																											
160	(7) 広域医療搬送実施のための S C U の設置 県は、必要に応じ、広域医療搬送 (被災地に対処困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動) 実施のため、 <u>県営名古屋飛行場内に広域搬送拠点臨時医療施設 (ステージングケアユニット : S C U) を設置する。</u>	(7) 広域医療搬送実施のための S C U の設置 県は、必要に応じ、広域医療搬送 (被災地に対処困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動) 実施のため、 <u>愛知県名古屋飛行場内に広域搬送拠点臨時医療施設 (ステージングケアユニット : S C U) を設置する。</u>	表記の整理																																																										
	第 2 節 防疫・保健衛生	第 2 節 防疫・保健衛生																																																											
164	2 市町村における措置	2 市町村における措置																																																											
165	(2) 防疫活動 イ <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u> による生活の用に供される水の供給を実施する。	(2) 防疫活動 イ <u>感染症法</u> による生活の用に供される水の供給を実施する。	表記の整理																																																										
165	5 健康管理 (2) <u>要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。</u>	5 健康管理 (2) <u>要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。</u>	愛知県災害時保健師活動マニュアルとの整合																																																										
	第 8 章 交通の確保・緊急輸送対策	第 8 章 交通の確保・緊急輸送対策																																																											
167	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動																																																											
168	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県</td> <td rowspan="4"></td> <td>(略)</td> <td rowspan="4">輸送道路の機能確保 →</td> </tr> <tr> <td>○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急</td> </tr> <tr> <td>○二次災害防止のための交通規制</td> </tr> <tr> <td>○情報の提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○<u>応急対策の実施</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○応援要求</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県		(略)	輸送道路の機能確保 →	○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急	○二次災害防止のための交通規制	○情報の提供			○ <u>応急対策の実施</u>				○応援要求				(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県</td> <td rowspan="4"></td> <td>(略)</td> <td rowspan="4">輸送道路の機能確保 (※) →</td> </tr> <tr> <td>○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急</td> </tr> <tr> <td>○二次災害防止のための交通規制</td> </tr> <tr> <td>○情報の提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○応援要求</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県		(略)	輸送道路の機能確保 (※) →	○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急	○二次災害防止のための交通規制	○情報の提供			○応援要求				(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理
機関名	事前	被害発生中	事後																																																										
県		(略)	輸送道路の機能確保 →																																																										
		○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急																																																											
		○二次災害防止のための交通規制																																																											
		○情報の提供																																																											
		○ <u>応急対策の実施</u>																																																											
		○応援要求																																																											
		(略)																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																																										
機関名	事前	被害発生中	事後																																																										
県		(略)	輸送道路の機能確保 (※) →																																																										
		○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急																																																											
		○二次災害防止のための交通規制																																																											
		○情報の提供																																																											
		○応援要求																																																											
		(略)																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)																																																										
	(追加)	<p>※ 地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体 (愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部) により実施</p>	対策の追加																																																										

地震・津波災害対策計画

頁	現行 (平成 29 年 5 月修正)	修正原案 (平成 30 年 5 月修正予定)	修正理由																								
168	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 2 節 道路施設対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>3(1)～3(4) (略) 3(5) 応急復旧対策の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節 道路施設対策	(略)	(略)	(略)	(略)	県	3(1)～3(4) (略) 3(5) 応急復旧対策の実施	(略)	(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 2 節 道路施設対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>3(1)～3(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節 道路施設対策	(略)	(略)	(略)	(略)	県	3(1)～3(4) (略)	(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																									
第 2 節 道路施設対策	(略)	(略)																									
	(略)	(略)																									
	県	3(1)～3(4) (略) 3(5) 応急復旧対策の実施																									
	(略)	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
第 2 節 道路施設対策	(略)	(略)																									
	(略)	(略)																									
	県	3(1)～3(4) (略)																									
	(略)	(略)																									
169	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 4 節 港湾・漁港施設 対策</td> <td>港湾・漁港管理者(県、 市町村、名古屋港管理 組合)</td> <td>1(1) 応急工事の実施 1(2) 輸送機能の確保 1(3) 県又は自衛隊に対する 応急工事实施の応援要請 (追加) 1(4) 航路啓開の実施</td> </tr> <tr> <td>第四管区海上保安本 部</td> <td>2(1) <u>安全通信(四管区航行 警報)による船舶及び関 係機関への情報周知</u> 2(2) <u>水路調査及び巡視船艇 による警戒等安全措施</u> 2(3) <u>海上交通規制</u> (追加) (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	第 4 節 港湾・漁港施設 対策	港湾・漁港管理者(県、 市町村、名古屋港管理 組合)	1(1) 応急工事の実施 1(2) 輸送機能の確保 1(3) 県又は自衛隊に対する 応急工事实施の応援要請 (追加) 1(4) 航路啓開の実施	第四管区海上保安本 部	2(1) <u>安全通信(四管区航行 警報)による船舶及び関 係機関への情報周知</u> 2(2) <u>水路調査及び巡視船艇 による警戒等安全措施</u> 2(3) <u>海上交通規制</u> (追加) (追加)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 4 節 港湾・漁港施設 対策</td> <td>港湾・漁港管理者(県、 市町村、名古屋港管理 組合)</td> <td>1(1) 応急工事の実施 1(2) 輸送機能の確保 1(3) 県又は自衛隊に対する 応急工事实施の応援要請 1(4) <u>国土交通省への支援要 請(港湾法第 55 条の 3 の 3)</u> 1(5) 航路啓開の実施</td> </tr> <tr> <td>第四管区海上保安本 部</td> <td>2(1) <u>船舶交通の整理・指導</u> 2(2) <u>船舶交通の制限等</u> 2(3) <u>必要な措置</u> 2(4) <u>水路の安全確保</u> 2(5) <u>航路標識の保全</u></td> </tr> </tbody> </table>	第 4 節 港湾・漁港施設 対策	港湾・漁港管理者(県、 市町村、名古屋港管理 組合)	1(1) 応急工事の実施 1(2) 輸送機能の確保 1(3) 県又は自衛隊に対する 応急工事实施の応援要請 1(4) <u>国土交通省への支援要 請(港湾法第 55 条の 3 の 3)</u> 1(5) 航路啓開の実施	第四管区海上保安本 部	2(1) <u>船舶交通の整理・指導</u> 2(2) <u>船舶交通の制限等</u> 2(3) <u>必要な措置</u> 2(4) <u>水路の安全確保</u> 2(5) <u>航路標識の保全</u>															
第 4 節 港湾・漁港施設 対策	港湾・漁港管理者(県、 市町村、名古屋港管理 組合)		1(1) 応急工事の実施 1(2) 輸送機能の確保 1(3) 県又は自衛隊に対する 応急工事实施の応援要請 (追加) 1(4) 航路啓開の実施																								
	第四管区海上保安本 部	2(1) <u>安全通信(四管区航行 警報)による船舶及び関 係機関への情報周知</u> 2(2) <u>水路調査及び巡視船艇 による警戒等安全措施</u> 2(3) <u>海上交通規制</u> (追加) (追加)																									
第 4 節 港湾・漁港施設 対策	港湾・漁港管理者(県、 市町村、名古屋港管理 組合)	1(1) 応急工事の実施 1(2) 輸送機能の確保 1(3) 県又は自衛隊に対する 応急工事实施の応援要請 1(4) <u>国土交通省への支援要 請(港湾法第 55 条の 3 の 3)</u> 1(5) 航路啓開の実施																									
	第四管区海上保安本 部	2(1) <u>船舶交通の整理・指導</u> 2(2) <u>船舶交通の制限等</u> 2(3) <u>必要な措置</u> 2(4) <u>水路の安全確保</u> 2(5) <u>航路標識の保全</u>																									
第 2 節 道路施設対策		第 2 節 道路施設対策																									
173	<p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 エ 道路情報システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</p> <p>(3) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援 必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体</p>	<p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 エ 道路情報システム、<u>くしの歯防災システム</u>等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</p> <p>(3) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援 必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災状況の迅速な把握、<u>被災地へのアクセス確保</u>、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保</p>	表記の整理 防災基本計画の修正(H29.4)																								

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
175	<p>等が行う活動に対する支援を実施する。</p> <p>2 県（建設部）における措置</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ア～イ（略） （追加）</p> <p>ウ～オ（略） （追加）</p> <p>(3) ～ (4)（略）</p> <p><u>(5) 応急復旧対策の実施</u></p> <p>ア <u>道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u></p> <p>イ <u>緊急輸送道路としての機能確保を最優先として、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な工法により速やかに応急復旧工事を行う。</u></p> <p>ウ <u>応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。</u></p>	<p>に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。</p> <p>2 県（建設部）における措置</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ア～イ（略） ウ <u>ア～イの復旧作業については、原則として防災安全協定に基づき地元協定業者に発注して実施する。被災により地元協定業者での対応ができない場合は、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）へ出動を要請する。</u></p> <p>エ～カ（略） キ <u>応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。</u></p> <p>(3) ～ (4)（略） (削除)</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
第 4 節 港湾・漁港施設対策		第 4 節 港湾・漁港施設対策	
178	<p>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置</p> <p>(1) 応急復旧活動</p> <p>防潮壁・防潮水門に、き裂倒壊等が生じた場合、民間事業者団体等との協力体制に努め、当該施設の機能の保持、回復を図る。特に、局所的な被害を受け、応急復旧の遅延がさらに次の被害を誘発し、<u>重要な機能障害を生ずるおそれのある場合は、被害の局限化を図る措置を速やかに講ずる。</u></p> <p>(2) 輸送機能の確保</p> <p>ア <u>耐震強化岸壁等が緊急時に十分機能を発揮できるよう関係機関と調整の上、海上漂流物等障害物の除去を実施し、輸送船舶の安全航行の確保を図るとともに、広場等の確保及び背後地の陸上輸送網と</u></p>	<p>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置</p> <p>(1) 応急復旧活動</p> <p>防潮壁・防潮水門に、き裂倒壊等が生じた場合、民間事業者団体等との協力体制に努め、当該施設の機能の保持、回復を図る。特に、局所的な被害を受け、応急復旧の遅延がさらに次の被害を誘発し、<u>重大な機能障害を生ずるおそれのある場合は、被害の局限化を図る措置を速やかに講ずる。</u></p> <p>(2) 輸送機能の確保</p> <p>ア <u>耐震強化岸壁等が緊急時に十分機能を発揮できるよう関係機関と調整の上、海上漂流物等障害物の除去を実施し、輸送船舶の安全航行の確保を図るとともに、広場等の確保及び背後地の陸上輸送網と</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
	<p>の接続を図る。耐震強化岸壁から背後地の緊急輸送道路へアクセスする臨港道路については、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低一車線を確保する。</p> <p>また、輸送経路との連携を考慮したヘリポートとして利用可能な土地を確保する。</p> <p>イ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。</p> <p>運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 航路啓開の実施</p>	<p>の接続を図る。耐震強化岸壁に接続する緊急輸送道路に指定された臨港道路については、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低一車線を確保する。</p> <p>また、輸送経路との連携を考慮したヘリポートとして利用可能な土地を確保する。</p> <p>イ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、<u>臨港道路の管理者として</u>、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。</p> <p>運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>国土交通省への支援要請（港湾法第 55 条の 3 の 3）</u></p> <p><u>港湾管理者は非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。</u></p> <p>(5) 航路啓開の実施</p>	<p>表記の整理</p> <p>港湾法の一部改正</p> <p>表記の整理</p>
178	<p>2 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(1) <u>安全通信（四管区航行警報）による船舶及び関係機関への情報周知</u></p> <p>第四管区海上保安本部は、<u>航路標識の流失、移動、損壊等が生じた場合、安全通信（四管区航行警報）により船舶及び関係機関に周知するとともに、復旧又は応急の措置を講ずる。</u></p>	<p>2 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(1) <u>船舶交通の整理・指導</u></p> <p><u>海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。</u></p>	<p>表記の整理</p>
179	<p>(2) <u>水路調査及び巡視船艇による警戒等安全措施</u></p> <p>第四管区海上保安本部は、<u>水路が閉塞し、又は水深に異常を生じた場合は、水路調査を行うとともに、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知し、また、巡視船艇による警戒等安全措施を講ずる。</u></p> <p>(3) <u>海上交通規制</u></p> <p>第四管区海上保安本部は、<u>災害応急対策活動として行う緊急輸送を円滑に行うため、あるいは航路障害のため、船舶交通の規制を行う必要がある場合、航行禁止・制限区域の設定あるいは巡視船艇による交通整理等の措置を講ずる。</u></p>	<p>(2) <u>船舶交通の制限等</u></p> <p><u>海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。</u></p> <p>(3) <u>必要な措置</u></p> <p><u>海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、港湾・漁港管理者（県・市町・名古屋港管理組合）と連携しつつ、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																				
	(追加) (追加)	(4) 水路の安全確保 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、 <u>応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</u> (5) 航路標識の保全 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて <u>応急標識の設置に努める。</u>	表記の整理 表記の整理																				
	第 9 章 浸水・津波対策	第 9 章 浸水・津波対策																					
183	■ 主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> <td colspan="3">○避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回 →</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市町村	(略)	○避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回 →			■ 主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> <td colspan="3">○避難指示（緊急）等の発令、海岸線の監視、巡回 →</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市町村	(略)	○避難指示（緊急）等の発令、海岸線の監視、巡回 →			表記の整理
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																			
市町村	(略)	○避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回 →																					
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																			
市町村	(略)	○避難指示（緊急）等の発令、海岸線の監視、巡回 →																					
	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																					
	第 2 節 要配慮者支援対策	第 2 節 要配慮者支援対策																					
190	2 県（健康福祉部、<u>県民生活部</u>）における措置 (略)	2 県（健康福祉部、<u>県民文化部</u>）における措置 (略)	名称の変更																				
	第 11 章 水・食品・生活必需品等の供給	第 11 章 水・食品・生活必需品等の供給																					
192	■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 節 給水</td> <td>市町村</td> <td>1(1)～1(3) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 給水	市町村	1(1)～1(3) (略) (追加)	(略)	(略)	■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 節 給水</td> <td>市町村</td> <td>1(1)～1(3) (略) 1(4) 取水及び浄水方法</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 給水	市町村	1(1)～1(3) (略) 1(4) 取水及び浄水方法	(略)	(略)	表記の整理				
区分	機関名	主な措置																					
第 1 節 給水	市町村	1(1)～1(3) (略) (追加)																					
	(略)	(略)																					
区分	機関名	主な措置																					
第 1 節 給水	市町村	1(1)～1(3) (略) 1(4) 取水及び浄水方法																					
	(略)	(略)																					
	第 1 節 給水	第 1 節 給水																					
192	1 市町村における措置 (1)～(3) (略) (追加)	1 市町村における措置 (1)～(3) (略) (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。	表記の整理																				
	第 2 節 食品の供給	第 2 節 食品の供給																					

地震・津波災害対策計画

頁	現行 (平成 29 年 5 月修正)	修正原案 (平成 30 年 5 月修正予定)	修正理由
193	1 市町村における措置 (1) ~ (3) (略)	1 市町村における措置 (1) ~ (3) (略)	
194	(追加)	炊き出し用として米穀を確保する手順図 <pre>graph TD A[市町村長 (炊き出し必要量の把握)] -- ①依頼 --> B[愛知県知事 (農林水産部食育消費流通課) (必要量の決定)] B -- ②供給要請 --> C[農林水産省 (在庫の把握、引渡し決定)] C -- ③指示 --> D[政府米 (玄米) の受託事業者] D -- ④引渡し --> E[市町村長 (炊き出しの実施)] F[連絡・調整] --- B F --- C</pre>	図の追加
第 1 2 章 環境汚染防止及び地域安全対策		第 1 2 章 環境汚染防止及び地域安全対策	
第 1 節 環境汚染防止対策		第 1 節 環境汚染防止対策	
196	県 (環境部) における措置 (3) 環境調査 被災の状況など必要に応じ、有害物質による環境汚染の状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。	県 (環境部) における措置 (3) 環境調査 被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。	防災基本計画の修正 (H29. 4)
第 2 節 地域安全対策		第 2 節 地域安全対策	
197	2 第四区海上保安本部における措置 第四管区海上保安本部は、会場における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。	2 第四管区海上保安本部における措置 第四管区海上保安本部は、会場における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。	表記の整理 表記の整理
第 1 5 章 住宅対策		第 1 5 章 住宅対策	
第 5 節 住宅の応急修理		第 5 節 住宅の応急修理	
217	3 災害救助法の適用	3 災害救助法の適用	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
	(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。 <u>ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	表記の整理
	第 16 章 学校における対策	第 16 章 学校における対策	
	■ 基本方針 ○ 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市町村教育委員会、 <u>(追加)</u> 、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市町村長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市町村長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。	■ 基本方針 ○ 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市町村教育委員会、 <u>国立</u> ・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市町村長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市町村長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。	表記の整理
	第 4 節 教科書・学用品等の給与	第 4 節 教科書・学用品等の給与	
	1 県（県民生活部、教育委員会）における措置 (略)	1 県（県民文化部、教育委員会）における措置 (略)	名称の変更
	第 4 編 災害復旧・復興	第 4 編 災害復旧・復興	
	第 2 章 公共施設等災害復旧対策	第 2 章 公共施設等災害復旧対策	
	第 2 節 激甚災害の指定	第 2 節 激甚災害の指定	
227	3 激甚災害に係る財政援助措置 (4) その他の財政援助及び助成 エ <u>母子及び寡婦福祉法</u> による国の貸付けの特例	3 激甚災害に係る財政援助措置 (4) その他の財政援助及び助成 エ <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> による国の貸付けの特例	名称の変更
	第 5 章 被災者等の生活再建等の支援	第 5 章 被災者等の生活再建等の支援	
	第 2 節 被災者への経済的支援等	第 2 節 被災者への経済的支援等	
234	1 県（総務部、健康福祉部、防災局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置	1 県（総務部、健康福祉部、防災局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由																																
	<p>(1) 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）に委託している。</p> <p>(追加)</p>	<p>(1) 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）に委託している。</p> <p>イ 県は、<u>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市町村が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。</u></p>	対策の追加																																
	第 6 章 商工業・農林水産業の再建支援	第 6 章 商工業・農林水産業の再建支援																																	
	第 1 節 商工業の再建支援	第 1 節 商工業の再建支援																																	
241	<p>1 県（産業労働部、振興部）における措置</p> <p>(2) 金融支援等</p> <p>県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。</p>	<p>1 県（産業労働部、振興部）における措置</p> <p>(2) 金融支援等</p> <p>県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。</p>	表記の整理																																
	第 5 編 東海地震に関する事前対策	第 5 編 東海地震に関する事前対策																																	
	第 4 章 発災に備えた直前対策	第 4 章 発災に備えた直前対策																																	
256 257	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第 5 節 鉄道</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 5 節 鉄道	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第 5 節 鉄道</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 5 節 鉄道	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																																	
第 5 節 鉄道	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
区分	機関名	主な措置																																	
第 5 節 鉄道	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）		修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）		修正理由
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	愛知高速交通株式会社	10(1) (略) 10(2) 警戒宣言発令時 ア 列車の最寄駅停車、車両 基地収容及び全列車の運 転停止 イ 旅客への情報提供及び 最寄避難所への避難案内	愛知高速交通株式会 社	10(1) (略) 10(2) 警戒宣言発令時 ア 列車の最寄駅停車、車両 基地収容及び全列車の運 転停止 イ 旅客への情報提供及び 最寄避難場所への避難案 内	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
第 5 節 鉄道		第 5 節 鉄道			
272	10 愛知高速交通株式会社における措置 (2) 警戒宣言発令時 イ 旅客への対応 警戒宣言発令の旨を旅客に伝達するとともに、旅客に最寄りの関 係自治体の定める <u>避難所</u> へ避難するよう案内する。		10 愛知高速交通株式会社における措置 (2) 警戒宣言発令時 イ 旅客への対応 警戒宣言発令の旨を旅客に伝達するとともに、旅客に最寄りの関 係自治体の定める <u>避難場所</u> へ避難するよう案内する。		表記の整理
293	<u>(追加)</u>		付録「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表に伴う本県の対応 について		
	<u>(追加)</u>		別添参照		国の検討結果に 対する対応

付録

「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表に伴う本県の対応については、当面の間は以下のとおりとすることとし、国が「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」等を修正する際、見直すこととする。

<本県の対応>

項目	対応
情報の収集及び伝達	適宜必要な情報の収集に努め、各市町村及び県関係機関へ必要な情報を伝達する。
県民への呼びかけ	県民に対して、日頃からの備え（家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄等）の再確認を呼びかける。
庁内会議の開催	必要に応じて、情報共有を目的とする庁内会議を開催する。
施設の点検	県の所管する施設のうち、防災上重要な施設や県民が利用する施設を必要に応じて点検し、地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。
非常配備態勢	気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、災害対策本部の設置等必要な体制を執る。

<参考 「南海トラフ地震に関連する情報」>

1 経緯

- 気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の最終報告書（平成 29 年 9 月 26 日）を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成 29 年 11 月 1 日より開始した。

2 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

- 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none">○南海トラフ沿いで異常な現象*が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none">○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※ 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象